

【マイナンバー通知カード廃止のお知らせ】

マイナンバーの「通知カード」が令和2年5月25日で廃止されました。今後は、「通知カード」の取り扱いが変わりますのでご注意ください。

—— 廃止後、できなくなった手続き ——

- ・通知カードの新規交付・再交付
- ・住所や氏名などの記載事項変更

「通知カード」に記載された住所・氏名などが住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き「通知カード」をマイナンバーの証明書類として使用できますので大切に保管してください。

住所・氏名などに変更があった場合は、お持ちの「通知カード」はマイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。マイナンバーの証明書類が必要な場合は、マイナンバーカードまたはマイナンバー記載の住民票を取得してください。

5月25日以降、出生などで初めてマイナンバーが付与される人には、「個人番号通知書」が送付されます。（個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類として使用することはできません。）

☎住民人権課 ☎32-1104

■ 個人番号カード交付窓口を開設します ■

個人番号カードの交付について、下記のとおり休日に個人番号カード交付窓口を開設します。

- 開設日 7月12日(日) 8時30分～12時 ●交付場所 住民人権課

※交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カードまたは個人番号カード(お持ちの人のみ)、本人確認書類をお持ちのうえ、申請者ご本人が窓口にお越しください。なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※お一人の手続きに20分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

☎住民人権課 ☎32-1104

がん患者医療用ウィッグ購入費の助成について

がん患者の治療と就労、社会参加との両立を支援し、療養生活の向上を図るため、医療用ウィッグ(全頭用)の購入費用の一部を助成します。申請書類が必要な人は町保健センター窓口へお越しください。

	内 容
対 象 者 右記の全てに該当すること	(1)岐阜県がん患者医療用ウィッグ購入費助成金事業交付決定を受けている人 (2)ウィッグを購入した日および申請時に、町内に住所がある人 (3)町税を滞納していない人
助 成 内 容	令和2年4月1日以降に購入した費用のうち、岐阜県の助成金を差し引いた額の2分の1の額(上限1万円)
注 意 事 項	助成は1人につき1回です。 申請書の提出期限は令和3年3月31日(水)です。

☎町保健センター ☎32-9025